静岡県告示第502号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和４年７月５日から２週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和４年７月５日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の期日
掛川大東線	掛川市下土方字畑ケ谷3730番の１	令和４年７月５日
	掛川市大坂字長谷4815番の２から 掛川市大坂字長谷4828番の５まで	